

# STOP HARASSMENT

## それは「ハラスメント」かもしれません

### アルバイト先・職場など、学外でのハラスメント



#### Check1 アルバイト先で

- アダルト系の雑誌・印刷物などが、職場の目に付くところにいつも置かれている
  - 更衣室などで着替えているときに、男性の同僚や上司が平然と入って来た
  - デートに誘われて断ったら、急に大量の仕事を指示された
  - いつも、名前ではなく「バイト」「ハケン」などと呼ばれている
  - 仕事とは関係ない、上司の私的な用事を言いつけられた
  - 他の人の前で、「仕事が遅い」などののしられた
  - 休憩室や食堂で、自分が近づくといつも、そそくさと席を立たれる
  - ちょっとした仕事のミスをなじられ、「おまえはクビだ」「もう来なくていい」などと言われた
  - 話しているときに机を叩いて大きな音を出されたり、いつも目の前でドアを強く閉められたりした
  - 「親の顔が見たい」「どんな家に育ったんだ」など、仕事に関係ないことを話題にされて罵倒された
  - 体を触られる
- ⇒該当する項目があれば、そのアルバイト先でハラスメントを受けている可能性があります。

#### Check2 サークル活動で

- 挨拶をしても、返事をしないで無視された
  - 「何をやってもダメだ」などと、能力をまったく否定するようなことを言われた
  - 先輩や同僚が、いつも威圧的な命令口調で指示をする
  - 「性格がゆがんでいる」などと、人格を否定するようなことを言われた
  - 「あなたがいると雰囲気が悪くなる」と言われた
  - コンパや飲み会などへの参加を強要された
  - 「イッキ飲み」を強要された
  - ソフトドリンクを飲んでいたら、「酒を飲め」と強要された
  - コンパでのゲームに参加しろとしつこく言われた
  - 予定の活動終了時間になって、用事があるので帰ろうとしたら、「自分だけ先に帰るのか」などと言われて帰してくれない
- ⇒該当する項目があれば、そのサークルで、ハラスメントを受けている可能性があります。

#### Check3 就活や研修で

- 彼氏や自分の親の学歴や職業など、個人的なことをしつこく聞かれた
  - 卒論の内容をめぐって、自分の思想を否定された
  - 大学や、自分ががんばってきたことについて説明したら、あからさまにバカにされた
  - 圧迫面接かと思っていたら、面接官から本気で「女の子は数年働いて結婚退社するのが一番」「顔がきれいな女の子は得だ」と言われた
  - 女性を積極的に採用すると言っておきながら、「この仕事は女子には無理」と言われた
  - 人事以外の社員から携帯電話に連絡が入り、今度外で会いたいと言われた
  - 研修後の飲み会や宴会への参加を強要された
  - 飲み会の席などで、性的な経験の有無などについて、しつこく聞かれた
  - しつこく二次会に誘われ、きっぱりと断ったら、「最近の大学生はこれだからね」と言われた
- ⇒該当する項目があれば、就活・研修でハラスメントを受けている可能性があります。

#### Check4 インターンシップや教育実習で

- ちょっとしたことでも大声で怒鳴られ、罵倒された
  - 教育実習先で、生徒や他の先生たちの前で指導の範囲を超える暴言を吐かれた
  - 自分がしたのではないミスを、「お前のせいだ」「責任をとれ」などと言われた
  - 必要以上に接近されたり、手や足を触られた
  - 有利に扱うからと言って、デートに誘われた
  - 食事や飲み会に誘われて断ったら、大量の仕事を言いつけられた
  - はずせない用事があるので早めに帰るといっても帰してくれなかった
  - インターンシップの期間が終わっても、来るように強制された
  - 大学の試験があるのでその日は出られないと断ったら、もう来なくていいと言われた
  - 出身高校や大学など、学歴を馬鹿にされた
- ⇒該当する項目があれば、そのインターンシップや教育実習で、ハラスメントを受けている可能性があります。

#### もし相談されたら...

- ハラスメント被害への対応は非常に難しく、多くの場合、専門家の支援を必要とします。相談を受けた時には、ハラスメント相談窓口を紹介してあげてください。
- 保健室や学生課の窓口でも、ご相談に応じることができます。

#### 相談窓口

- ハラスメント学外相談員や学生相談室などにご相談ください。

紙のリーフレットには、相談窓口の連絡先を記載しています。

## Case 1 セクシュアルハラスメント

セクシュアルハラスメントとは、不快と感じられる性的な言動や、性差別的な意識を背景とした言動全般のことをいい、「対価型のセクシュアルハラスメント」と「環境型のセクシュアルハラスメント」に分類されます。

「対価型のセクシュアルハラスメント」とは、仕事上の関係などを利用してデートに誘ったり、性的な関係を強要したりすることばかりではなく、そのような誘いに応じれば有利に扱うと言ったり、また、誘いに応じないという理由で不利に扱ったりすることも含んでいます。

「環境型のセクシュアルハラスメント」とは、性的言動を繰り返したり、必要以上に接触してきたり、じろじろと見たりすることによって、不快感を与えることを言います。

アルバイト先や研修などで、断っているにもかかわらず執拗に食事に誘われたり、誘いに応じないからといって不当に不利な扱いを受けたりした場合には、セクシュアルハラスメントである可能性があります。

## Case 3 アルコールハラスメント

アルコールハラスメントとは、宴会や飲み会、コンパなどにおいて、「酒の席でのことだから」ということで、普通であれば許されない言動を行ったり、アルコールを強要したり、歌や芸などの余興的な行為を強制的に行わせたりすることを言います。また、仕事のことで打ち合わせなどと称して、飲み会に強制的に参加させることなども含まれます。

「酒の席」であるからといって、不当な言動が許されるわけではありません。普段はできないような性的な話題をしたり、個人的なことをしつこく聞いたりなどということを、アルコールの力を借りて行ってしまうなどということは、到底許容されるものではありません。

就職活動中にその企業の人などとアルコールの席に同席したり、アルバイト先の上司や同僚と飲み会をすることもあるとは思いますが、そのようなことに十分に注意する必要があります。



## Case 5 SNS でのハラスメント

LINEやTwitter、Instagram、Facebook など SNS 上でのハラスメントが問題になっています。

バイト先の上司や先輩から友達申請を執拗に求められたりする行為や、Timeline やツイートを執拗にチェックするような行為も、ハラスメントと認定されるケースもあります。



SNS 上での誹謗中傷や、自分が同意していない画像や映像などをアップするような行為も、ハラスメントといえます。メールアドレス、電話番号、住所や学校名などを SNS 上で誰もが見える状態に置く、いわゆる「晒し」と呼ばれる行為もハラスメントです。

元カレなどに、プライベートな情報をネット上で誰もが見えるような状態に置かれる行為も、ハラスメントといえます。

インターネット上でのこうした行為は、一度アップされると完全に消去することが困難で、より深刻な被害を受ける場合もあります。



## Case 2 モラルハラスメント

モラルハラスメントとは、無視したり、失敗や欠点をことさらに指摘したり、必要な指示を与えなかったりというようなちょっとした嫌がらせを繰り返して、人を精神的に傷つける言動を行うことを言います。

モラルハラスメントでは、一つ一つの言動はささいなことのように見られたりする場合も多く、それを受けている当の本人でも気づきにくいという性質を持っています。

アルバイト先などでの場合は、コミュニケーションをとることを拒否したり、ささいなことを繰り返し指摘して非難したり、生い立ちや性格や学歴などを話題にして笑いのものにしたたり、などということがあげられます。

モラルハラスメントは、自己愛的な人間が、他人を下に置くことによって自分の自尊心を満足させるために行うことが多いとされています。

## Case 4 パワーハラスメント

パワーハラスメントとは、仕事上などの力関係を必要以上に強調し、高圧的で脅威を感じるような言動を行って、相手の人格を踏みしめることを言います。

アルバイト先や企業の研修などでは、職務上の命令を行う上司がいるのが普通であり、必要な範囲での命令や指示が行われるのは当然です。しかし、こちらが萎縮してしまうような大声によって命令したり、机を叩いて大きな音を出して叱責したりというようなことは、必要とされる範囲を越えた言動であると言えます。

また、「クビにするぞ」とか、「もう来なくていい」というように、雇用関係上の権力を利用して、不安感を与えるような言動も、パワーハラスメントに含まれます。

アルバイト先や研修中などでは、辛いことも多々あるかも知れませんが、もちろんそれは、単に仕事を行う上での辛さである場合もあるでしょうが、そうではなく、上記のような「パワーハラスメント」に起因している可能性もあります。

# ハラスメントを受けていると感じたら

## 一対処方法／相談窓口

Case 1にあるような傾向を持っている上司や同僚に出会ってしまったら、もっともよい対処法は、そのような人のいる場所から離れるということですが、それができないこともあるでしょう。また、どのように注意をしてもハラスメントの被害を避けられない場合もあります。そのようなことが起こってしまったときには、職場の相談窓口や本学のハラスメント相談員に相談することが問題解決の一番の近道です。

本学はハラスメント防止委員会を設置し、この問題に積極的に対処しています。大学は、あなたの味方となって、問題解決のために積極的な支援を行います。

相談された内容は、相談者が希望した場合にはハラスメント防止委員会に報告され、そこで大学として対処することになります。たとえ本学とは別の場所で発生したものであっても、できるかぎり積極的な対処を行うことが、本学の責務として「ハラスメント防止委員会規程」に盛り込まれています。

ハラスメント防止委員会は、就職課や学生課と連携して、相手方の職場に連絡を取り、問題の解決にあたります。また、必要な場合には、関係する省庁や公的機関、弁護士などと連携し、解決に必要とされる対処を行います。心配せず、安心して相談してください。

もちろん、本学の相談室に相談しづらいという場合には、アルバイト先や研修先などの所在地の都道府県の「雇用均等室」に相談することも可能です。また、本学の学生課・就職課・ハラスメント防止委員会を通して、それらの公的機関に連絡することも可能です。

いずれの場合でも、相談内容に関するプライバシーは十分に守られるので、心配せずに相談してください。